

**建設工事、工事に伴う委託業務（設計・測量・建設コンサルタント等委託業務）
における令和4年度入札契約制度の改正について（お知らせ）**

令和4年度、建設工事に係る入札契約制度を次のとおり改正しますので、御留意ください。
（工事に伴う委託業務については、改正事項はありません）

1、建設工事における最低制限価格、調査基準価格について

【適用対象】 令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う建設工事

建設工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格について、中央公契連モデルの改正（令和4年3月4日）にあわせ、算定方法を次の通り変更します。

工種等	見直し前	見直し後
一般土木工事等	直接工事費 ×0.97 共通仮設費 ×0.9 現場管理費 ×0.9 一般管理費等 ×0.55 合計 ×1.1	直接工事費 ×0.97 共通仮設費 ×0.9 現場管理費 ×0.9 一般管理費等 × <u>0.68</u> 合計 ×1.1
機器単体費を含む機械設備、電気通信工事等	機器単体費 ×0.907 直接工事費 ×0.97 共通仮設費 ×0.9 現場管理費 ×0.9 一般管理費等 ×0.55 合計 ×1.1	機器単体費 ×0.907 直接工事費 ×0.97 共通仮設費 ×0.9 現場管理費 ×0.9 一般管理費等 × <u>0.68</u> 合計 ×1.1
一般建築工事等	(直接工事費×0.9) ×0.97 共通仮設費 ×0.9 (直接工事費×0.1+ 現場管理費) ×0.9 一般管理費等 ×0.55 合計 ×1.1	(直接工事費×0.9) ×0.97 共通仮設費 ×0.9 (直接工事費×0.1+ 現場管理費) ×0.9 一般管理費等 × <u>0.68</u> 合計 ×1.1
昇降機設備工事 その他の製造部門を持つ専門工 事業者を対象とした工事	(直接工事費×0.8) ×0.97 共通仮設費 ×0.9 (直接工事費×0.2+ 現場管理費) ×0.90 一般管理費等 ×0.55 合計 ×1.1	(直接工事費×0.8) ×0.97 共通仮設費 ×0.9 (直接工事費×0.2+ 現場管理費) ×0.90 一般管理費等 × <u>0.68</u> 合計 ×1.1

※工事に伴う委託業務の最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方法（算定式）は変更ありません。

2、公契約条例における特定公契約に係る労働報酬下限額の改定について

【適用対象】 令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う予定価格1億5,000万円以上の建設工事

設計労務単価の改定に伴い、各職種の労働報酬下限額（未熟練者を含む。）を改定しました。

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

豊橋市公契約条例について <http://www.city.toyohashi.lg.jp/25589.htm>

3、建設工事に係る総合評価落札方式の評価基準の見直しについて

【適用対象】令和4年4月1日以降に入札公告を行う建設工事

「災害時の事業継続計画（BCP）の認定」の評価項目について、災害時の地域貢献に対する取組を一層促すため中小企業庁の認定を受けている企業についても加点することとします（下表の太枠部分の内、下線部分）。
 なお、「企業の地域性社会性等」の配点は、引き続き3.5点を上限とします。

【技術資料の評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分】

評価項目		評価基準	配点
①企業の能力			10.5
②配置予定技術者の能力			9.0
③企業の地域性社会性等（上限3.5点）			3.5
3-1	ISO14001 又はエコアクション21	認証あり	0.5
		認証なし	0
3-2	災害時応急対策業務協定	豊橋市又は豊橋市上下水道局との協定あり	1
		豊橋市又は豊橋市上下水道局との協定なし	0
3-3	障がい者の雇用	法定以上の雇用あり	0.5
		法定以上の雇用なし	0
3-4	更生保護の協力雇用主登録	登録あり	0.5
		登録なし	0
3-5	豊橋市消防団協力事業所表示制度	豊橋市から表示証の交付あり	0.5
		豊橋市から表示証の交付なし	0
3-6	豊橋市子育て応援企業認定	認定あり	0.5
		認定なし	0
3-7	健康経営事業所の認定	認定あり	0.5
		認定なし	0
3-8	若手技術者（40歳未満）又は女性技術者の配置	配置予定あり	0.5
		配置予定なし	0
3-9	災害時の事業継続計画（BCP）の認定	中部地方整備局又は中小企業庁の認定あり	0.5
		中部地方整備局又は中小企業庁の認定なし	0
合 計			23

⇒詳細は、個別の公告に付される説明書にて御確認ください。

問合せ先 豊橋市契約検査課 工事契約担当 電話 0532-51-2155・2156
 豊橋市上下水道局 総務課 電話 0532-51-2705・2706
 豊橋市民病院 管理課 電話 0532-33-6365